

平成 30 年 9 月

「山の日」磐梯朝日国立公園 第 15 回月山を外来植物から守ろう」 実施報告書

月山ビジターセンター運営協議会

1 目的

磐梯朝日国立公園出羽三山地域にある月山は、古くから信仰の山として、また近年は登山や観光を目的とした利用者が訪れています。

しかし、外来植物や低地性植物といった本来月山に植生していない植物が、登山道や山小屋等の施設整備などの資材に紛れて侵入し、その植生が確認されています。現在は点で生えていますが、登山者の靴底等に種などが運ばれ登山道沿いに生え、繁茂することが懸念され、在来月山に植生している植物を脅かすことになりかねません。

これらの植物の駆除作業によって月山本来の植生を保全し、月山のすばらしさや保全の重要性の理解を深めることを目的とする。

2 主催、後援、協力

主催：月山ビジターセンター運営協議会

後援：環境省東北地方環境事務所、西川町、鶴岡市、月山ジオパーク推進協議会

協力：月山観光開発株式会社、休暇村羽黒、月山ガイド協会

山形県自然公園保全整備促進協議会羽黒支部

3 実施日及び日程等

平成 30 年 8 月 11 日（土）山の日 7:00～15:30 天候：雨後晴れ

7:00 開会式（鶴岡市羽黒庁舎駐車場）

（バス移動）

8:20 姥沢駐車場着（姥沢駐車場集合組が合流）

9:00 月山リフト下駅発（リフト乗車）

9:20 月山リフト上駅着

9:30 外来植物除去作業（作業前に作業箇所、外来植物についてレクチャー実施）

10:30 外来植物除去作業終了

後片付け・閉会式

10:40 月山リフト上駅発（リフト乗車）

11:00 月山リフト下駅着

11:35 姥沢駐車場発（バス移動）

11:45 弓張平公園着 昼食休憩

12:35 弓張平公園発（バス移動）

12:55 道の駅にしかわ着 水沢温泉館で入浴休憩

14:00 道の駅にしかわ発（バス乗車・姥沢駐車場集合組はここで解散）

（バス移動）

15:30 鶴岡市羽黒庁舎駐車場着（解散）

4 参加者

一般参加者 34 名（大人 33 名、子供 1 名）うち 3 名姥沢集合
羽黒地区パークボランティア 4 名
西川町商工観光課 2 名
月山ジオパーク推進協議会 1 名
環境省羽黒自然保護官事務所 1 名
月山ガイド協会 2 名
月山ビジターセンター運営協議会 2 名

合計 46 名

5 外来植物除去作業内容及び許認可など

日 時:平成 30 年 8 月 11 日（土）山の日 9:30～10:30

場 所:磐梯朝日国立公園 出羽三山地域

月山リフト上駅周辺（山形県西村山郡西川町姥沢）

対 象 種:オオバコ、エゾノギシギシ、セイヨウタンポポ等

作業方法:草取り器具を用いて手作業で全草（根を含む）を除去

除 去 量:94.8 kg

- 1)腕章を着用して作業を実施することにより他の公園利用者との区別を明示し、高山植物の採取と誤解を招かないように除去作業地周辺に「外来植物除去作業中」等の掲示をした。
- 2)除去作業地は国立公園第 2 種特別地域に該当。除去対象種（オオバコ、エゾノギシギシ、セイヨウタンポポ）は磐梯朝日国立公園指定植物外のため、自然公園法手続きは不要。
- 3)同地は国有林野のため、林野庁東北森林管理局山形森林管理署に入林届を提出（別紙 1）
当該国有林野の借地者である月山観光開発株式会社の上承を得て実施。
- 4)月山は国指定文化財天然記念物に指定されており（昭和 47 年 12 月 9 日指定）、文化財保護法第 125 条 1 項維持の措置として外来植物除去作業を実施するため許可手続き不要。
- 5)採取した外来植物は拡散する事が無いよう取扱い、採取後は公園外に搬出して適切に処理した。
- 6)山形県「平成 30 年度「やまがた百名山」環境保全活動支援事業費補助金」交付を受け実施。（別紙 2）

6 写真

	
<p>開会式</p>	<p>作業に使用した草取り器具</p>
	
<p>腕章</p>	<p>掲示した「外来植物除去作業中」の看板</p>
	
<p>外来植物除去作業中の様子①</p>	<p>外来植物除去作業中の様子②</p>
	
<p>外来植物除去作業中の様子③</p>	<p>外来植物除去作業中の様子④</p>

	
<p>作業前①</p>	<p>作業後①</p>
	
<p>作業前②</p>	<p>作業後②</p>
	
<p>青空の下、弓張平公園で昼食</p>	<p>今回除去した外来植物 (94.8 kg)</p>

■今回の活動成果と今後に向けて

天候の好転を願って実施したが、作業中は雨が止みそうになかったため（雨は作業を終了する頃になってようやく止みました）作業時間を1時間に短縮。参加者・スタッフ総勢46名で月山リフト上駅の人の出入りが多い休憩所や公衆トイレ周辺の木道や敷石の隙間などを重点的に全草（根を含む）除去する。

外来植物の生息域が拡大する原因は、登山道などの施設整備時に資材に紛れた種が拡散し、登山者などの靴底に種が付着し移動し増えていくことが挙げられます。

これは登山する前の靴のメンテナンス（山に行った後は靴底をきれいにする）により軽減される。

種子除去マットで靴底を綺麗にして入山するなど防除面での普及啓発も進めていきます。

環境順応、繁殖力が強いオオバコ・エゾノギシギシ・セイヨウタンポポなどが目立ちますが、そのほか数種類の外来植物も確認されています。月山、本来の植生保護に少しでも寄与できるよう、関係機関等と連携を図り、継続して当事業を環境省の指導の下実施していきます。

■その他

実施にあたって月山観光開発株式会社からは当該地での作業や月山リフトの利用などについてご配慮いただき感謝いたします。

また鶴岡市・西川町・月山ジオパーク推進協議会には、後援、人的配慮賜りありがとうございます。

環境省東北地方環境事務所、羽黒自然保護官事務所にも後援のほか、事前準備から当日の作業までもサポートしていただき誠にありがとうございます。

寒い中、除去作業に御協力してくださいました皆様に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

外来植物除去作業に参加いただきました皆様、月山を愛する方々、これからも月山を取り巻く自然保護活動にご協力くださいますようお願いいたします。

微力ではありますが保全活動などの催しを行っていきますので今後ともよろしくお願いたします。

入林届

- 1 入林場所 山形県西村山郡西川町大字月山沢外 3 月山外 1 9 国有林
1 1 7 林班 へ小班外 (全又は一円)
- 2 入林期間 自 平成 3 0 年 8 月 1 1 日
至 平成 3 0 年 8 月 1 1 日
- 3 入林の目的 月山ビジターセンター運営協議会の主催行事「「山の日」磐梯
朝日国立公園 第 1 5 回月山を外来植物から守ろう」を開催し、外来植物
の駆除作業を実施するため。
- 4 入林の際に使用する器具類 除草用器具
- 5 申請者代表 住所 山形県鶴岡市羽黒町手向字羽黒山 147-5
氏名 月山ビジターセンター運営協議会 会長 國井儀昭
連絡先 0235-62-4321 visitor@bz04.plala.or.jp
入林者数 3 0 名程度 (参加者・スタッフ含む) を予定

この度、上記のとおり入林を申請します。なお、入林中に事故が発生しても
当方の責任において措置し、貴署等には一切迷惑をかけませんので、入林する
際は別紙の遵守事項を承諾します。

平成 3 0 年 7 月 1 2 日

申請者住所 山形県鶴岡市羽黒町手向字羽黒山 147-5
氏名 月山ビジターセンター運営協議会会長 國井儀昭
連絡先 ☎・FAX 0235-62-4321
メールアドレス visitor@bz04.plala.or.jp



記

貴殿から届出のあった国有林野への入林は受理します。なお、国有林は、一般
の立入りを前提に管理を行っていません (入林者の安全を保障することはでき
ません)。したがって入林者は、落石や落枝、倒木等の危険に十分注意すると
ともに、別紙の遵守事項に沿って行動してください。また、入林にあたっては、
この入林届の写しを携行してください。

平成 3 0 年 7 月 2 5 日

山形森林管理 (支) 署

接 受 印



み自第 249 号

平成 30 年 7 月 5 日

月山ビジターセンター運営協議会
会長 西井 儀昭 様

山形県知事 吉村 美栄



平成 30 年度「やまがた百名山」環境保全活動支援事業費補助金の
交付決定について（通知）

平成 30 年 6 月 21 日付けで交付申請のありました平成 30 年度「やまがた百名山」環境保全活動支援事業費補助金については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及び平成 30 年度「やまがた百名山」環境保全活動支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、交付要綱第 3 条の規定により、所定の期日までに補助事業実績報告書を提出してください。

記

- 1 補助金の額は、金 77,000 円とする。
- 2 補助事業の内容は、平成 30 年 6 月 21 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助事業者は、規則及び交付要綱に定めるところに従わなければならない。